

第 1710 回 (3 月 25 日)

フィジーの経済と砂糖業

金 井 道 夫

フィジーの砂糖業はその経済において大きな地位を占めている。例えば 1990 年に GDP に占める比率は、サトウキビ生産で 8.2%, 精糖業で 3.2% で、砂糖業全体で 11.4% である。また、近年の農林水産業生産指数の算出に用いられるウェイトをみると、砂糖が 8 割を占めている。

砂糖は輸出でもトップの地位を占め、輸出額の過半を占めていた 1980 年代中頃のような勢いはなくても、1991 年で 39.7% を占めており、これに糖蜜の 2.4% を加えればもっと大きくなる。砂糖は大部分が輸出されており、国内消費分は、1991 年で、量で 9.1%, 金額で 3.1% を占めるにすぎない。主な輸出先国は、イギリス、マレーシア、日本、ニュージーランド、中国、アメリカである。

サトウキビは、収穫面積が 1975 年から 1982 年ころまでにのびて、その後のび悩みになったが、1990 年代に入り、またのびているので、生産量（サトウキビ・砂糖）も豊凶変動をとまなつつのびている。

このように、フィジーの経済で大きな地位を占める砂糖業であるが、次のような互いに関連する大きな三つの問題を抱えている。

それは、

- ① サトウキビ生産農地の借地契約更新の問題、
 - ② 世界の貿易自由化の流れの中での砂糖輸出の特権的な地位が守れるかどうかの問題、
 - ③ 砂糖あるいはサトウキビ生産のコストまたは生産性の問題、である。
- ①の問題は土地所有（とその不平等性）という根本的な問題に帰着する。土地の大部分は、土着フィジー人による自治体に保有され、土地管理委員会に管理されている。サト

ウキビ農家の大部分を占めるインド系は、平均 4.5 ha という土地を借りて生産をおこなっている。この借地権の 30 年という期限が切れはじめており、これにあわせて農業地主・小作法の改正が 1997 年に予定されているが、その行方が不透明であるため、農民は土地改良をためらっている。この土地貸借の不平等性は同じく 1997 年に改正が予定されている 1990 年憲法における土着フィジー系とインド系との地位の不平等性の問題にも結びついている。

②は、途上国ということで、特権的な輸出が認められてきた問題である。すなわち、ロメ協定によるイギリス向け、砂糖プログラムによるアメリカ向け等で、フィジーは輸出の多くを、国際価格より高く売ることができた。しかし、貿易自由化の流れの中で、特権的な地位は危うくなってきている。現行のロメ協定は 2000 年までであるがその後どうなるか不透明である。

③は、②と深く結びついている。世界価格以上の水準の輸出価格による利益は、生産するサトウキビまたは砂糖の質に関係なく、生産者に一定の水準で分配されてきているため、生産性の向上あるいは生産コストの引き下げのインセンティブはなく、したがって設備投資の意欲も、政府の努力にも拘わらずおきにくい。また、生産性向上に必要な投資も、①の問題が解決しないと行われにくい。したがって、生産コストは上り、生産性は低下してきている。

以上のように、フィジーの砂糖業は、生産と貿易に大きな問題を抱え、転機に立たされている。

本報告では、以上のような砂糖業の問題点とともに、その前提となる、フィジーの経済を中心とした問題を、人種構成、農業人口、財政・投資・対外債務・援助などに関連して述べた。